

設計資材単価等決定基準

福島県農林水産部が執行する土木工事及び施設機械工事、測量設計業務等の積算に用いる資材単価等は、「農林土木事業原単価表」及び「農業集落排水事業設計単価表（污水处理施設）」によるものとする。

ただし、「農林土木事業原単価表」及び「農業集落排水事業設計単価表（污水处理施設）」にないものについては、土木単価、物価資料、見積書等から下記の基準により決定するものとする。

なお、この基準は標準的な採用方法を示すものであり、特殊な場合については、この限りではない。

1 語句の定義

- (1) 「農林土木事業原単価表」（以下「原単価表」という。）とは、福島県農林水産部発行の「農林土木事業原単価表」をいう。
- (2) 「土木単価」とは、福島県土木部発行の「土木事業単価表」をいう。
- (3) 「物価資料」とは、一般財団法人 建設物価調査会発行の「建設物価」（月刊版）、「土木コスト情報」（季刊版）、「月刊建設物価速報版」、並びに一般財団法人 経済調査会発行の「積算資料」（月刊版）、「土木施工単価」（季刊版）、デジタル「積算資料・水道資材編」をいう。
- (4) 「見積書」とは、工事毎に資材名、規格、仕様、納入場所、数量及び納入時期等の条件を別紙様式により明示し、メーカー、商社等から見積を収集したものをいう。
なお、メーカー、商社等からの見積が、それらが出すカタログ等に掲載されている価格と同じと判断される場合（過年度で収集した見積と過年度のカタログ価格が同一であると判断される場合等）は、カタログ価格を見積書としてみなすことができることとする。
- (5) 「材工共単価」とは、一般的に総合工事業者と第一次下請専門業者の間で取引されている価格帯（市場単価）又は、総合工事業者の実行予算に基づく価格帯（標準単価）をいう。
- (6) 「公表価格」とは、通常取引で「標準価格」、「定価」、「カタログ価格」等と呼ばれているメーカー等の希望販売価格をいう。

2 単価の採用順位

原則として、①「原単価表」、②「土木単価」、③「物価資料」、④「見積書」の順とする。

3 資材単価決定方法

(1) 物価資料による場合

ア 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。

また、価格変動の大きな資材については、「月刊建設物価速報版」の価格を採用することができるものとする。

なお、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

適用時期は毎月とする。

<例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500 円 (有効桁 3 桁) 積算資料 34,000 円 (有効桁 2 桁)
平均額 33,750 円
決定額 33,700 円 (有効桁 3 桁, 4 桁以降切り捨て)

<例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価 560 円 (有効桁 2 桁) 積算資料 570 円 (有効桁 2 桁)
平均額 565 円
決定額 565 円 (最小有効桁 3 桁, 4 桁以降切り捨て)

イ 物価資料掲載地域の採用は下記のとおりとする。

(ア) 物価資料に掲載されている価格が「都市別」の場合は、「最寄りの県内都市」とする。掲載されていない場合は、発注事務所の「近傍都市」の価格を採用するものとし、仙台市(ただし、施工場所が仙台市と比較して新潟市に近い場合は新潟市とする。)、東京都の順に採用する。

また、市場単価は「福島地区」を採用する。

<採用順位>

第1順位	第2順位	第3順位
最寄りの県内都市	仙台市または新潟市	東京都

(イ) 物価資料に掲載されている価格が「地区別」の場合は、東北地区、関東地区の順に採用する。

<採用順位>

第1順位	第2順位
東北地区	関東地区

(ウ) 物価資料に掲載されている価格が「全国」の場合は、全国を採用する。

(エ) 建設物価と積算資料の掲載地域が異なる場合は、価格の比較は行わず、下記の順位で採用する。

<採用順位>

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位
最寄りの 県内都市	東北	全国	仙台市 または 新潟市	関東	東京都

ウ 大口、小口需要者価格の扱いについては、当該設計の規模に応じて選択するものとする。

エ 掲載価格が公表価格の場合

公表価格とは、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であることから、実際の取引においては、値引きされることがあるので、見積を収集するなどして採用価格（実勢価格）を決定することとする。

オ 土木工事標準単価は、同工種が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数第1位を四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価とする。

(2) 見積書による場合

見積収集先の選定は、実績、企業規模、技術水準及び県内の取引事例等を勘案して適正に行い、予め本庁においては各課長、農林事務所においては各部長、特設事務所においては所長の決裁を得て施行するものとする。

ア 土木資材及び測量設計業務等

- (ア) 見積書は実勢取引価格とし、原則として3社以上から収集する。ただし、製造及び販売先等の数が限定されている場合はこの限りでない。
- (イ) 採用価格は収集した見積価格から著しい差（＝「異常値」）がある見積書を除外し、残った見積価格の平均価格とする。
- (ウ) 異常値の排除により有効な見積が1社となった場合には、見積条件及び仕様等を確認して再度見積を収集する。

※「異常値」とは、見積価格の平均価格に対して30%以上の差異があるものをいう。

イ 施設機械及び電気設備関係

- (ア) 見積書は実勢取引価格とし、原則として5社以上から収集する。ただし、製造及び販売先等の数が限定されている場合はこの限りでない。

(イ) 採用価格は収集した見積価格が「ほぼ同一な価格帯」であることを確認し、かつ、著しい差(=「異常値」)がある見積書を除外し、残った見積価格の最低価格とする。

(ウ) 「ほぼ同一な価格帯」が複数になる場合、もしくは無い場合には、見積条件及び仕様等を確認して再度見積を収集する。ただし、当該価格の妥当性を検討した結果、妥当と認められる場合においては、この限りでない。

※「ほぼ同一な価格帯」とは、直近上下位との価格差が30%以内の差異にあるものをいう。

※「異常値」とは、見積価格の平均価格に対して30%以上の差異があるものをいう。

ウ 留意事項

(ア) 一体として捉えるべきもの(プラント等)又は資材毎の単価比較になじまないものは、種別毎(見積書単位ごと)に見積価格の比較を行い、平均価格(施設機械及び電気設備関係は、最低価格)を決定することとし、見積書の内訳(プラント等の内訳)単位での平均価格(施設機械及び電気設備関係は、最低価格)を集める手法などは採用しないものとする。

(イ) 見積を収集する資材の仕様については、品名と形状寸法のみではなく、要求する品質規格(材質、色、強度、性能など)を詳細に記載するとともに、図面(詳細な図面がない場合は概略参考図)を添付するなどして、提出される見積が、同じ条件、同じ仕様のもとに作成されるようにする。

(ウ) 見積は実勢取引価格を原則とするが、公表価格などでしか収集できない場合、又は実勢取引価格と乖離していると判断できる場合は、見積依頼先をメーカー等から施工業者まで収集範囲を広げるなどして、実勢価格を算定することとする。

4 端数処理方法

3(1)アを準用する。

附則

この基準は、平成11年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成12年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成13年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成16年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成17年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成19年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成19年 5月 1日から適用する。

この基準は、平成21年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成23年 2月 1日から適用する。

この基準は、平成24年 4月 5日から適用する。

この基準は、平成24年 7月 5日から適用する。

この基準は、平成26年10月 1日から適用する。

この基準は、平成29年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成30年 4月 1日から適用する。

この基準は、令和 2年 4月 1日から適用する。

この基準は、令和 6年 1月 1日から適用する。

この基準は、令和 7年 1月20日から適用する。